

特別記事…平成二四年度慶應法学会シンポジウム

国際貿易の将来と外交

解題

近代国際関係における外交と貿易の変遷

法学部教授 山本 信人

二〇一二年六月二三日、今年度オープンしたばかりの武蔵野大学有明キャンパスにて、慶應法学会研究会が開催された。四〇名ほどの会員の出席をえた総会に引き続き、研究大会となった。

研究大会の冒頭、開催校である武蔵野大学学長、慶應義塾大学名誉教授の寺崎修先生から「私学の現状と未来」と題する基調講演があった。そのなかで寺崎先生は、武蔵野大学の歴史と発展を概観し、現在直面している課題に言及された。

武蔵野大学の起源は一九二四年四月に遡る。その半

年前、関東大震災が発生した。そのとき、築地本願寺境内には日本赤十字社が被災者救済の設備を設けていたが、そこを利用して女子大学を設立するという話があり、それが武蔵野女子学院であった。その後、三鷹周辺に土地を取得。一九五〇年には武蔵野女子短期大学を開校し、六五年には武蔵野女子大学を創設した。当時は文学部だけの単科大学であった。二〇〇三年に校名を武蔵野大学に変更し、翌年共学化をはたした。現在では、八学部六研究科を有する総合大学となり、一二年には有明キャンパスを開設した。

寺崎先生の講演の後半は、有明キャンパスの土地取得に関連した固定資産税をめぐる行政との闘争であった。もっか行政裁判で公判中の事案であるために詳細は省略するが、教育施設に対する課税の是非を武蔵野大学は係争している。講演の最後に寺崎先生は福澤諭吉に言及された。そこで、福澤がかつて、議院内閣制の導入を主張し、国立大学不要論を展開した点に言及された。福澤の伝統を継承し、私学の精神を貫く寺崎先生らしい講演であった。

さて、研究大会は、「国際貿易の将来と外交」という共通論題を掲げた。報告者は三名であった。宮岡勲・慶應義塾大学法学部教授は「貿易政策の国際政治的要因——覇権、同盟および制度」、田村次朗・慶應義塾大学法学部教授は「競争法と通商法の調和に向けて」、そして高島忠義・愛知県立大学学長は「WTO体制における地域主義」と題する報告をおこなった。報告ののち、烏谷昌幸・武蔵野大学政治経済学部専任講師が三報告に対するコメントを呈した。これらの報告については、本特集に組まれているので、ここでは詳細を省くことにする。⁽¹⁾ そのうえで、研究大会では、三報告に関して会場から活発な質問とコメントが投げ

かけられた点を明記したい。研究大会は盛会のうちに終了した。

さて、残りの紙面を利用して、本共通論題の歴史的基盤である一七世紀から一九世紀までの近代国際関係における外交と貿易の変遷について整理したい。これは、共通論題の冒頭に、司会者であった著者が導入で提示した論点である。

近代国際関係は、ヨーロッパの地で一六四八年以降に成立したウェストファリア体制のもとで構築されていった。⁽²⁾ 三〇年戦争と呼ばれる宗教戦争で疲弊した主要なヨーロッパ諸国は、国家間関係に一定の秩序をもたらす方策を模索した。その結果有効な手段として登場してきたのが国際法であった。国際法には国家の行動を規定する法として機能することが期待された。その際に、近代的な国際社会では主権国家の並列状態を想定し、国際法とは国家間の合意もしくは不文律をさした。まことに近代ヨーロッパは外交と貿易とは密接に結びつけて考えられていた。

そもそもヨーロッパにおける主権国家システムとは、血縁関係で結ばれた王族や貴族のネットワークのもとに存在していた。そのために初期の国際法には不文律

たる慣習法の占める割合が多かったが、徐々に実定法として国際社会の秩序を司るようになっていった。その秩序とは、国際法によって国家間の紛争、通商および外交関係を規律させることで成立しうるものであった。

しかし、主権国家システムおよび国際法に対する信用は一朝一夕で確立されたわけではなかった。政治権力は王族や貴族という特権階級によって独占あるいは寡占状態であったとはいえ、中世以降新たな地位を構築してきた商人は厄介な存在であった。商人は通商をとおして近代国家の経済的基礎を提供する役割を担った。かれらは王族や貴族とは異なる階級であったが、かれらの権力への参入が近代の「国際」関係を具体的につくりあげていったといっても過言ではない。とりわけ通商は新しいルールの下に運用されることが望まれた。

ウェストファリア条約から一世紀を経た一七四八年、フランスの思想家モンテスキューは名著『法の精神』を著した。そのなかでかれは、「商業の自然的結果は平和である。おたがいに貿易する二つの国民は相互に依存するようになる。一方が買う利益をもつとすれば

他方は売る利益をもつ。そしてかれらの結合が相互的必要のうえに基礎づけられる」と述べている。一八世紀といえば、大航海時代の後期から諸大国が採用しはじめた貿易などを通じて、国富の増大を目指す重商主義的経済政策を、ヨーロッパの大国が実践していた時代であった。その時代にあつて、モンテスキューは国際貿易が諸国の民を結びつけ、平和へと向かわせる効果があると認識していた。政治思想的にいうと、この考え方はのちにヘーゲルやアダム・スミスによって展開されることになった。

近代的国際ルールは大国主導で構築され運用された。産業革命による資本主義の誕生とフランス革命を経て、主権国家の中身が絶対王政から共和制へと変容しはじめた一九世紀になると、英国主導でヨーロッパには新しい規範とルールが登場した。自由経済あるいは自由貿易という規範とそれを支え運用するルールである。この動きに対して自国経済を守るために保護主義的な動向もあった。ドイツは同盟域内で関税同盟を結ぶことで英国的な自由貿易に対抗したが、その実は同盟域内での自由貿易を促進し、それがドイツの経済成長の基礎となった。このように、覇権を確立していた英国

を原動力として、自由貿易の促進は国家経済から国民経済の成長の大義名分の元に促進された。一九世紀後半になると、一方でヨーロッパの大国が帝国主義的拡大を展開し、他方で勢力均衡を維持しながら長い平和を享受するようになった⁽⁴⁾。

しかし、自由貿易などの新しい概念やルールは時間をかけて定着していくという運命にあった。理由はさわめて単純で、自由貿易をルール化し、それを監視する制度が一九世紀末の時点では確立されていなかったからである。外交が自由貿易を制度化させるはずであったが、そもそも国際社会において「監視」なる概念と制度が生まれたのは、国際的な警察協力がはじまった一九世紀半ば以降であった。これとても犯罪の越境化に対応する苦肉の策であり、かならずしも西洋諸国は国際的な警察協力関係の構築で足並みを揃えていたわけではなかった⁽⁵⁾。そのためあって、帝国主義が最盛期を迎えその後第一次世界大戦で崩壊していく過程であった一八八〇年代から一九三〇年代が、世界各地でアナキストによるテロ行為が頻発した時期と重複していたことは歴史の皮肉である⁽⁶⁾。換言すると、各国が協調して貿易を活性化させることで経済成長を

図るという規範とルールの定着には、第二次世界大戦を待たねばならなかったのである。

このように、外交と貿易はつねに国家指導者の頭を悩ませる種であった。二〇世紀後半は米国の覇権国とした貿易体制が世界で主流となり、それが国際秩序の軸となった。一九四八年に発足したGATT（関税および貿易に関する一般協定）とそれを継承したWTO（世界貿易機関）は、戦後の国際社会に自由貿易体制を構築する目的を有していた。冷戦の崩壊を受けた一九九〇年代になると、旧社会主義国もこぞって自由貿易体制に加盟しようとした。二〇〇一年に中国がWTO加盟をはたしたことは象徴的であった。

欧米諸国が作りあげてきた国際秩序は、現在の国際社会の一員として存在する各国にしてみると、否定しがたいものであり、そのなかで存在し続ける必要があるといえる。そのために、今回の慶應法学会で共通テーマに掲げた「国際貿易の将来と外交」は、二一世紀における国際社会と国際秩序の行く先を見極めるために重要な課題なのである。

(1) 残念ながら、鳥谷会員のコメントは本特集に再

録されていない。烏谷会員は、政治社会学およびメ
ディア研究の立場から、刺激的なコメントを三報告
に対しておこなった。

- (2) 以下の記述は、この文献に依拠している。
Charles Tilly, *Coercion, Capital and European
States: AD 990-1990*, Oxford, Basil Blackwell, 1990;
Mikulas Fabry, *Recognizing States: International
Society and the Establishment of New States Since
1776*, Oxford: Oxford University Press, 2010.

- (3) モンテスキュー（宮沢俊義訳）『法の精神』岩波
文庫復刻版下巻、二〇〇五年、二二一―二四頁。本引
用文中で留意すべき言葉がある。それは「国民」
（nation）である。現在の意味での国民の誕生はロー
ッパ史上「一九世紀半ば以降のことであるために」
モンテスキューの時代（一八世紀）における国民と
は、「一群の人びと」というように緩やかに捉える必
要がある。しかし、この一群の人びとは一種の「政
府」（government）を有していた。

本引用部分の英訳はつぎのようになっている。

“Of the Spirit of Commerce. Peace is the natural
effect of trade. Two nations who traffic with each
other become reciprocally dependent; for if one has

an interest in buying, the other has an interest in
selling; and thus their union is founded on their
mutual necessities.” (Translated by Thomas Nugent
and published by G. Bell & Sons, London, in 1914)
〈Retrieved from: [http://www.constitution.org/cm/
sol.txt](http://www.constitution.org/cm/sol.txt), on 20 November 2012〉

- (4) Nico Krisch, “International Law in Times of He-
gemony: Unequal Power and the Shaping of the
International Legal Order,” *The European Journal
of International Law* 16-3 (2005): 369-408.

- (5) Mathieu Delhem, *Policing World Society: Histor-
ical Foundations of International Police Cooperation*,
Oxford and London: Oxford University Press, 2004;
Paul Knepper, *The Invention of International Crime:
A Global Issue in the Making, 1881-1914*, London:
Palgrave Macmillan, 2009.

- (6) 一九世紀末のアナーキズムの展開を初期グロー
バリゼーションとして捉えた研究として、ベネディ
クト・アンダーソン（山本信人訳）『三つの旗のもと
に―アナーキズムと反植民地主義的想像力』NIT
出版、二〇一二年。